

**久御山町環境基本条例（案）に関する
パブリックコメントの募集結果について**

- 1 意見の募集期間 令和4年9月12日（月）～令和4年10月11日（火）
- 2 対 象 者 町内在住、在勤、在学の人
- 3 閲覧・募集方法 産業・環境政策課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、まちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口で閲覧。
また、町ホームページ、広報くみやまに掲載。
意見書は、産業・環境政策課あて持参、郵送、FAX、Eメールにて提出。

4 意見の提出 11名（22件）の意見の提出

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方等
1	【条例（案）前文部分】 「水産資源に恵まれ、豊かな漁場として人々の生活を支え」とあるが、古来から町全体が漁村だったように受けとめられる。	本町の歴史の変遷を紐解く中で、巨椋池において漁業が営まれていた歴史がある一方で、町域内では農業が盛んに営まれていた歴史があります。 については、正しい歴史認識のもと前文を一部修正いたします。
2	【条例（案）前文部分】 現行文は、かつての町の産業が漁業が全てであったような印象を受ける。	
3	【条例（案）第1条部分】 条例案第1条（5）部分において、「鉱物の掘採」による地盤の沈下はなぜ除かれるのか。	当該部分については、環境基本法第2条（定義）に準拠した条文となっておりますが、地盤の沈下における「鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く」理由としては、臨時石炭鉱害復旧法等により別途措置されることとなっているため、対象から除かれています。
4	【条例（案）第4条部分】 第3条から第5条までは各主体の責務を明記していますが、語尾の表現が異なるため義務規定に強弱があるように見えます。語尾を「責務を有する」に統一するべきと考えます。 また、第2項は廃棄物の排出抑制やエネルギー	第3条から第5条において、町、事業者、町民の責務を明記しており、各条文の中で「責務を有する」、「努めるものとする」など用語を使い分けています。これは各主体ごとに取り組むべき事項の中で、特に重要なものについて「責務を有する」という強い表現を

	<p>一の有効利用の観点を加えるべきと考えます。</p> <p>第4条第2項を次のとおり改めてはどうか。</p> <p>「事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のため、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行うにあたって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が使用又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努める責務を有する。」</p>	<p>用いており、本条例（案）での表現は理念条例としてごく一般的な使い分けの表現であり、適切であると考えます。</p> <p>第4条第2項の廃棄物の排出抑制やエネルギーの有効利用の観点については、本条例（案）第15条の中で「資源の循環的な利用等の促進」を定めており、町が利用促進に必要な措置を講じ、町・事業者・町民がそれに取り組んでいくものであると考えています。</p>
5	<p>【条例（案）第5条部分】</p> <p>第3条から第5条までは各主体の責務を明記していますが、語尾の表現が異なるため義務規定に強弱があるように見えます。語尾を「責務を有する」に統一すべきです。また、町民の責務と合わせて昼間人口が多い本町の特徴を反映する必要があると考えます。</p> <p>第5条を次のとおり改めてはどうか。</p> <p>「町民は、基本理念にのっとり、環境の保全等における支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。」</p> <p>第2項は「町の区域に通勤又は通学する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に資するよう協力する責務を有する。」</p>	<p>語尾の表現に関しては、上記と同じです。</p> <p>なお、町内への通勤者や通学者などについては、本条例第1条（2）の「町民」の定義を一部修正し、町民の責務として包含いたします。</p>
6	<p>【条例（案）第18条部分】</p> <p>環境の日とあわせて、夢タワーをライトアップし、PRしたらどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、環境の日を広く知っていただくために夢タワーのライトアップの活用を検討いたします。</p>

7	【条例（案）第22条以降部分】 第22条以降は条例で謳わなくても良いのではないか。	ご指摘のとおり、本条例（案）の中で、環境審議会の設置に関する条文のみを定め、組織体制等については、別途要綱等で定めることが適切であると考えています。
8	【条例（案）第22条以降部分】 審議会の組織体制等の具体的な内容は、条例本文に盛り込まず、別に定める方が良いでしょう。	については、条例（案）第21条（環境審議会の設置）を一部修正し、条例（案）第22条～第26条部分を削除いたします。
9	【条例（案）第22条～第26条部分】 条例に定めるには細かい内容に思える。この部分は削除し、審議会設置要綱を別途定めてはどうか。	
10	【条例（案）附則部分】 条例制定から、施行までの間に十分な期間を設け、住民・事業者等に周知し、理解してもらってはどうか。	ご指摘のとおり、環境基本条例については、住民・事業者・行政など本町内における全ての関係者に関連する条例となるため、十分な周知期間を設ける必要があると考えています。
11	【条例（案）附則部分】 条例の施行日は、環境の日に合わせて、大々的にPRしたら良いのでは。	については、皆様からいただいたご意見をもとに「久御山町環境の日」を定め、条例の施行日にあわせ、PRに努めていきたいと考えています。

5 条例（案）第18条（久御山町環境の日の制定）に関する回答

選択肢番号	候補日 (下段：町独自の記念日や環境に関する日)	回答者
①	10月1日 久御山町町制施行の日	0名
②	2月16日 京都議定書の発効日、京都府条例に定める「京都地球環境の日」	2名
③	6月5日 国連環境の日・世界環境デー、国が定める環境の日	7名
④	11月19日 環境基本法施行日	1名
その他	【その他の意見】 久御山町環境基本条例を制定した日（町議会で議決された日）	1名